

(案)

第4次地域管理経営計画書

(富士川中流森林計画区)

計画期間 自 平成22年4月1日
至 平成27年3月31日

関東森林管理局

はじめに

国有林野事業は、将来にわたってその使命を十全に果たしていくため、国有林野を名実ともに「国民の森林」とするとの基本的な考え方の下に平成10年度から抜本的な改革を集中的に推進してきたところであり、管理経営の方針を林産物の供給に重点を置いたものから公益的機能の維持増進を旨とするものに転換し、事業の民間委託への推進、組織機構の再編整備、職員数の適正化等により事業の効率化を推進するとともに、一般会計繰入を前提とした会計制度にするなどの財政の健全化や、地球温暖化防止のための間伐を推進するなど国有林野の適切な管理経営を進めてきたところである。

平成13年度には、森林・林業基本法に基づき森林・林業基本計画が策定され、森林の有する多面的機能の発揮、林業の持続的かつ健全な発展を基本理念として施策を計画的に推進してきたところである。

また、その後の森林及び林業を取り巻く情勢の変化を踏まえ、利用可能な資源の充実、森林に対する国民の要請の多様化、木材の需要構造の変化等に対応するため、平成18年9月に新たな森林・林業基本法が策定されたところである。

このような中で、平成20年12月には、国有林野の管理経営の基本方針を明らかにする「国有林野の管理経営に関する基本計画」が新たに作成され、①公益的機能の維持増進を旨とした管理経営の推進、②森林の流域管理システムの下での管理経営、③国民の森林としての管理経営、④地球温暖化防止対策の推進、⑤生物多様性保全について、進めていくこととしている。

本計画は、国有林の管理経営に関する法律第6条第1項の規定に基づいて、国有林野の管理経営に関する基本計画に即し、関東森林管理局長があらかじめ国民の意見を聴いた上で、森林法で定める国有林の森林整備・保全に関する計画である国有林の地域別の森林計画と調和して、今後5年間の富士川中流森林計画区における国有林野の管理経営に関する基本的な事項を定めた計画である。

今後、富士川中流森林計画区における国有林野の管理経営は、この計画に基づき、関係行政機関と連携を図りつつ、地域住民の理解と協力を得ながら適切に行うこととする。

富士川中流森林計画区的位置図



目 次

I	国有林野の管理経営に関する基本的な事項	1
1	国有林野の管理経営の基本方針	1
(1)	計画区の概況	1
(2)	国有林野の管理経営の現況・評価	1
ア	計画区内の国有林野の現況	1
イ	主要施策に関する評価	3
①	伐採量	3
②	更新量	4
③	保護林	4
(3)	今後の管理経営の考え方（持続可能な森林経営の実施方向）	4
ア	生物多様性の保全	5
イ	森林生態系の生産力の維持	5
ウ	森林生態系の健全性と活力の維持	5
エ	土壌及び水資源の保全と維持等	5
オ	地球的炭素循環への森林の寄与の維持	6
カ	社会の要望を満たす長期的・多面的な 社会・経済的便益の維持及び増進	6
キ	森林の保全と持続可能な経営のための 法的、制度的及び経済的枠組	6
(4)	政策課題への対応	7
2	機能類型に応じた管理経営に関する事項	8
(1)	機能類型毎の管理経営の方向	8
ア	水土保持林における管理経営に関する事項	8
①	国土保全タイプ	9
②	水源かん養タイプ	9
イ	森林と人との共生林における管理経営に関する事項	9
①	自然維持タイプ	9
ウ	資源の循環利用林における管理経営に関する事項	10
(2)	地域ごとの機能類型の方向	11
ア	上佐野地区	11
イ	上ノ山地区	11
3	流域管理システムの推進に必要な事項	12
4	主要事業の実施に関する事項	13
(1)	伐採総量	13
(2)	更新総量	13
(3)	保育総量	13
(4)	林道の開設及び改良の総量	13
II	国有林野の維持及び保存に関する事項	14
1	巡視に関する事項	14
(1)	山火事防止等の森林保全管理	14
(2)	境界の保全管理	14
(3)	入林マナーの啓発・普及	14

2	森林病虫害の駆除又はそのまん延防止に関する事項	14
3	特に維持及び保存を図るべき森林に関する事項	14
(1)	保護林	14
ア	植物群落保護林	15
4	その他必要な事項	15
(1)	ツキノワグマ、ニホンジカ等の被害に関する事項	15
(2)	その他	16
III	林産物の供給に関する事項	17
1	木材の安定的な取引関係の確立に関する事項	17
2	その他必要な事項	17
IV	国有林野の活用に関する事項	18
1	国有林野の活用の推進方針	18
2	国有林野の活用の具体的手法	18
3	その他必要な事項	18
V	国民参加による森林の整備に関する事項	19
1	国民参加の森林に関する事項	19
2	分収林に関する事項	19
3	その他必要な事項	19
(1)	森林環境教育の推進	19
(2)	森林の整備・保全等への国民参加	19
VI	その他国有林野の管理経営に関し必要な事項	20
1	林業技術の開発、指導及び普及に関する事項	20
(1)	林業技術の開発	20
(2)	林業技術の指導・普及	20
2	地域の振興に関する事項	20
3	その他必要な事項	20
	森林の管理経営の指針	別冊

I 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

1 国有林野の管理経営の基本方針

(1) 計画区の概況

本計画の対象は、富士川中流森林計画区^{*}内の国有林野 2 千 ha であり、当森林計画区の森林面積の 2 % を占めている。

当計画区の西側静岡県境には十枚山(1,726m)、篠井山(1,394m)、青笹山(1,555m)、北東静岡県境には天子ヶ岳(1,316m)、長者ヶ岳(1,336m)、思親山(1,030m)等の山々が連なる。

林況^{*}は、林地面積の 63 % がスギやヒノキなどを主とする人工林、34 % がブナなどの天然生林である。

計画区中央部を日本三大急流^{*}の一つである富士川が流れ、佐野川、早川等が注いでおり、これらの河川沿いに集落が点在する。

国有林野は、これらの河川の源流部に位置し、全体の 99 % が水源かん養を主体とした保安林^{*}に指定されており、地域の水がめとして重要な役割を担っている。

また、当計画区の南部町は、県内 3 つの木材流通拠点の 1 つとして位置づけられ、素材市場としての木材共販所及び小径木加工施設が整備されている。

(2) 国有林野の管理経営の現況・評価

ア 計画区内の国有林野の現況

当計画区の森林の現況(平成 21 年 3 月 31 日時点)は、人工林を中心とする育成林が 1,472 ha(育成単層林^{*} 1,325 ha、育成複層林^{*} 147 ha)、天然生林^{*}が 758 ha となっている。(図-1-1、図-1-2 参照)

主な樹種別の材積をみると、針葉樹ではスギ 142 千 m³、ヒノキ 140 千 m³、アカマツ・カラマツ 7 千 m³、他針葉樹 7 千 m³、ブナ・その他広葉樹が 112 千 m³ となっている。(図-2 参照)

人工林について見ると、齢級^{*}構成では間伐適期である 5 齢級から 9 齢級が約 5 割を占める一方、10 齢級以上の林分も 4 割となっている。(図-3 参照)

^{*}【富士川中流森林計画区】

全国では 158 の森林計画区があり、山梨県では、富士川上流、富士川中流、山梨東部の 3 森林計画区に区画されています。

^{*}【日本三大急流】

日本を代表する河川のうち、特に流れの速い河川。

富士川のほかでは球磨川(熊本県)、最上川(山形県)

^{*}【保安林制度】

保安林制度は、森林の有する水源のかん養、災害の防止、生活環境の保全・形成等の公益的機能を発揮させる必要のある森林を保安林として指定し、その森林の保全と適切な森林施業の確保を図ることによって目指す機能の維持増進を図り、公益的機能を達成しようとするものです。

^{*}【林況】

樹種、樹高、下層植生(森林の下層に生育している低木や草本類)の状況など、現在の森林の様子。

^{*}【育成単層林】

森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為

図-1-1 人工林、天然林及び林種の区分（面積比）

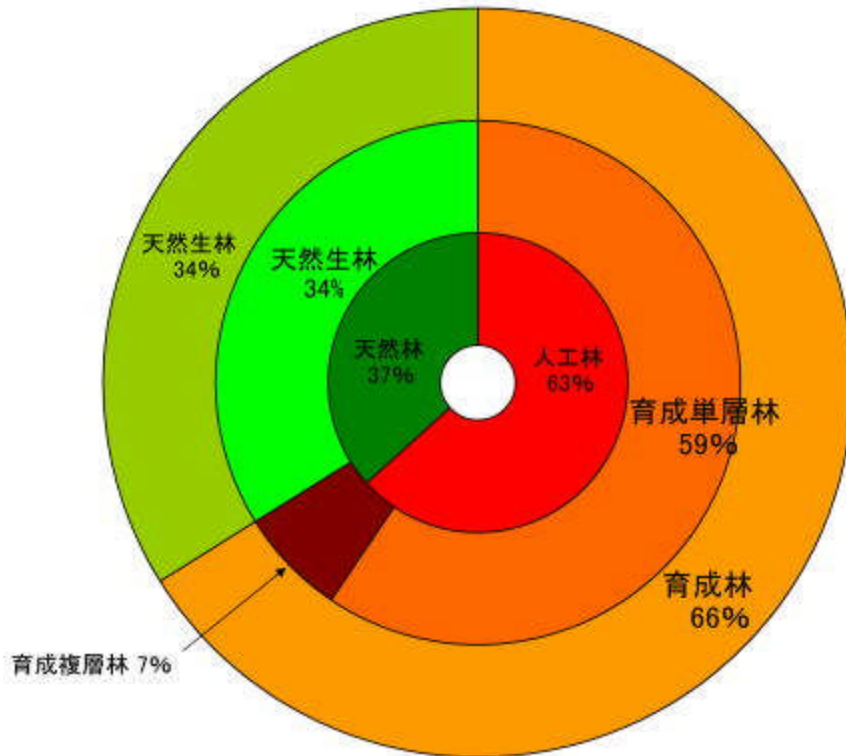
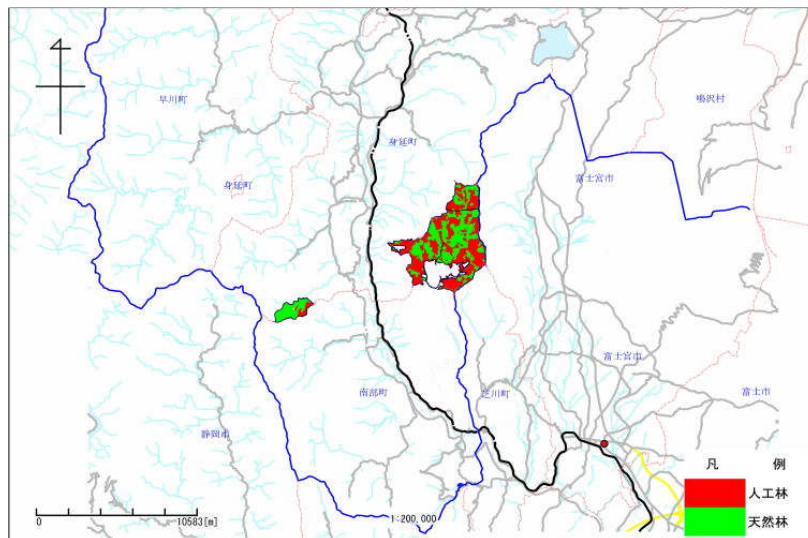


図-1-2 人工林、天然林の分布状況



植栽、更新補助（天然下種更新のための地表かきおこし、刈り払い等）、芽かき、下刈、除伐、間伐等の保育作業）により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業（育成単層林施業）が行われている森林。

※【育成複層林】

森林を構成する林木を択伐等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層を構成する森林（施業との関係上一時的に単層となる森林を含む。）として成立させ維持する施業（育成複層林施業）が行われている森林。

※【天然生林】

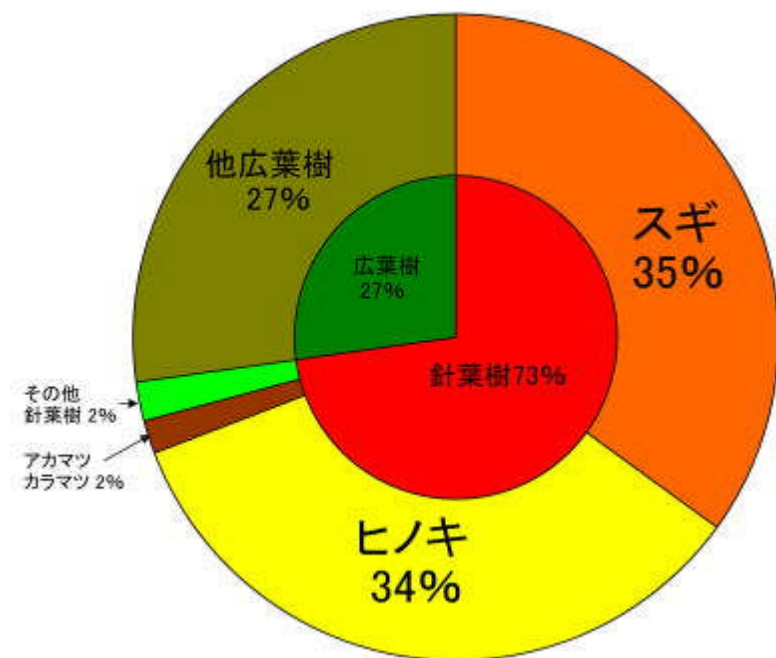
主として天然力を活用することにより森林を成立させ維持する施業（天然生林施業）が行われている森林。

※【齢級】

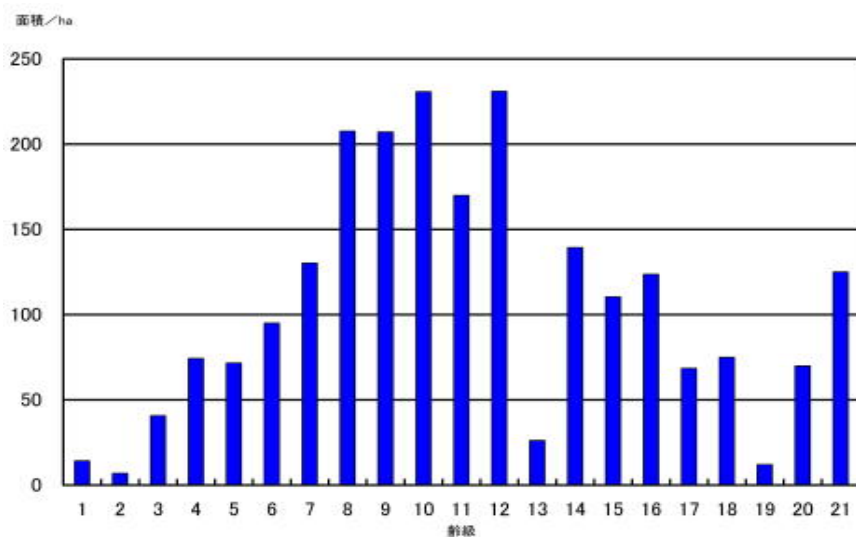
林齢（樹木の年齢）を5年の幅にくくったもの。

1 齢級は、1～5年、
2 齢級は、6～10年、
10 齢級は、46～50年
などとなります。

図－2 主な樹種構成



図－3 人工林の齢級構成



イ 主要施策に関する評価

前計画の平成17年度～平成21年度における当計画区での計画と主な施策は次のとおりとなっている。

① 伐採量

間伐^{*}は、地球温暖化防止対策に資する森林整備の推進を図るため積極的に実行した。

また、主伐^{*}は、分収林契約期間満了となる箇所について計画したが、一部について変更となったことから計画量を下回った。

^{*}【間伐】

森林の育成過程で密度が高い林の木を間引き、残した木の成長や形質の向上、森林の機能の維持増進を図る伐採のことです。

単位：材積m³

	計 画		実 績	
	主 伐	間 伐	主 伐	間 伐
伐採量	17,966	35,242 (251ha)	12,518	40,354 (386ha)

注) () は間伐面積である。

② 更新量

皆伐箇所の新植による確実な更新^{*}を図るため人工造林を計画したが、一部伐採を見送ったことから計画量を下回る実績となった。

単位：ha

	計 画		実 績	
	人工造林	天然更新	人工造林	天然更新
更 新	27	—	14	—

③ 保護林^{*}

保護林については、ブナやヒメシャラ等広葉樹と天然スギ・天然ヒノキが混成している天然林を植物群落保護林を設定している。

植生の維持・保全に配慮し、自然の推移に委ねた管理を行ってきたが、目立った植生の衰退は見られず健全な状態で維持されている。

単位：面積 ha

保護林の種類	前計画期首		前計画期末	
	箇所数	面 積	箇所数	面 積
植 物 群 落 保 護 林	1	20	1	20
計	1	20	1	20

(3) 今後の管理経営の考え方（持続可能な森林経営の実施方向）

国有林野の管理経営に当たっては、開かれた「国民の森林」の実現を図り、現世代とともに将来世代へ森林からの恵沢を伝えるため、住民の方々の意見を聴き、機能類型区分^{*}や森林の適切な整備・保全等による持続可能な森林経営に取り組んでいくこととする。

また、持続可能な森林経営については、日本はモニトリオールプロセス^{*}に属しており、この中で国全体としての客観的に評価するため7基準（54指標）が示されている。当計画区内の国有林野について、この基準を参考に取り組んでいる対策及び森林の

※【主伐】

更新を伴う伐採であり、一定のまとまりの林木を一度に全部伐採する皆伐、天然更新に必要な種子を供給する親木を残し、70%以内の伐採率で伐採する漸伐、30%以内（人工林は40%以内）で繰り返し抜き伐りする択伐、複層林造成のために行う複層伐などがあります。

※【更新】

主伐に伴って生じるものであり、人為植栽による人工造林、天然力を活用し種や根株からの芽生えにより森林を育成する天然更新があります。

※【保護林】

P16 以降具体的に説明。

※【機能類型区分】

P9 以降具体的に説明。

※【モニトリオールプロセス】

森林経営の持続可能性を把握・分析・評価するための「基準・指標」の策定・適用に向けた国際的な取組です。

取扱い方針に整理すると次のとおりとなる。

ア 生物多様性の保全[※]

(取組内容)

地域の特性に応じた多様な森林生態系を保全していくため針広混交林等多様な林相の森林を整備及び保全していくとともに、貴重な野生動植物が生息・生育する森林について適切に保護するほか、施業を行う場合でも適切な配慮を行う。

関連する主な対策は次のとおり

- ・ 人工林の群状・帯状択伐による針広混交林化
- ・ 保護林の保全

イ 森林生態系の生産力の維持[※]

(取組内容)

森林としての成長力を維持し健全な森林を整備していくため、間伐等の適切な実施と伐採後の更新確保による健全な森林の整備とともに、公益的機能の発揮と両立した木材の生産を行う。

関連する主な対策は次のとおり

- ・ 一定林齢に達した人工林の徹底的な間伐を推進
- ・ 主伐後の的確な植栽又は天然力を活用した更新
- ・ 計画的な伐採量の維持
- ・ 効率的な木材生産を可能とする路網の整備

ウ 森林生態系の健全性と活力の維持

(取組内容)

外部環境から受ける影響から森林の劣化を防ぐため、森林病害虫や山火事等から森林を保全するとともに、被害を受けた森林の回復を行う。

関連する主な対策は次のとおり

- ・ 山火事を防止するための巡視の実施
- ・ 森林病虫獣害の早期発見のための巡視の実施

エ 土壌及び水資源の保全と維持等

(取組内容)

降雨に伴う浸食等から森林を守るとともに、森林が育む水源のかん養[※]のため、山地災害により被害を受けた森林の整備復旧や公益的機能の維持のために必要な森林の保全を行うとともに、森林施業においても裸地状態となる機会の縮小や尾根筋や沢沿いでの森林の存置を行う。

関連する主な対策は次のとおり

[※]【生物多様性】

生物多様性条約によれば「生物多様性とは、すべての分野、特に陸上生態系、海洋及び水生生態系並びにこれが複合した生態系における生物の変異性をいうものであり、種内の多様性（遺伝的多様性）、種間の多様性（種多様性）、及び生態系の多様性（生態系多様性）を含むものである」と記されています。

[※]【森林生態系】

森林群落の生物の生命活動と、それを取り巻く無機的環境との間の物質とエネルギーのやり取り（光合成など）、また環境資源をめぐる生物間相互の競争や繁殖のための共生関係など、植物群落構成護成要素の間に見られる相互作用の体系的な現象の総称のことです。

[※]【水源かん養機能】

森林の樹木及び地表植生によって形成された落葉、落枝、林地土壌の作用によって、山

- ・ 伐期の長期化により長期的にみて裸地状態の面積を縮小
- ・ 沢沿い、急斜地等における皆伐の回避
- ・ 伐採跡地の的確な更新の確保
- ・ 下層植生の発達を促すため間伐を推進
- ・ 治山事業の計画的な実施及び災害時における迅速な復旧対策の実施

オ 地球的炭素循環への森林の寄与の維持

(取組内容)

二酸化炭素の吸収源、貯蔵庫となる森林を確保するため、森林の蓄積を維持・向上させるとともに木材利用を推進する。

関連する主な対策次のとおり

- ・ 造林、間伐等の森林整備の推進
- ・ 木材利用の推進

カ 社会の要望を満たす長期的・多面的な社会・経済的便益の維持及び増進

(取組内容)

国民の森林に対する期待に応えるため、森林が有する多面的機能の効果的な発揮とともに、森林浴や森林ボランティア、環境教育等森林と人とのふれあいの確保のためのフィールドの提供等や森林施業に関する技術開発等に取り組む。

関連する主な対策は次のとおり

- ・ 機能類型区分に応じた適切な森林の管理経営の実施
- ・ 木材の計画的な生産

キ 森林の保全と持続可能な経営のための法的、制度的及び経済的枠組

(取組内容)

ア～キに記述した内容を着実に実行し「国民の森林」として開かれた管理経営を行うため、国有林野に関連する法制度に基づく各計画制度の適切な運用はもとより、管理経営の実施に当たっては国民の意見を聴きながら進めるとともに、モニタリング*等を通じて森林資源の状況を把握する。

関連する主な対策は次のとおり

- ・ 地域管理経営計画等の策定
- ・ 「国有林モニター」*の設置や計画策定に当たっての意見聴取
- ・ 関東森林管理局の HP *等の充実による情報発信
- ・ 保護林のモニタリングや森林調査の着実な実施

地の降雨を地下に浸透させ、降雨直後の地表流量を減少させることにより河川流量をほぼ一定にする機能です。

豪雨時、融雪時等の増水時に洪水ピークを下げる洪水調節機能と、渇水時の流量を平常の状態に近づけさせる渇水緩和機能とによって、洪水の防止及び水資源の確保ができます。

*【モニタリング】

あるものの実態・状態を継続的に観測・観察することです。

*【国有林モニター】

国有林野に関心のある国民の皆さんへ幅広く情報を提供するとともに、アンケートや意見交換を通じていただいたご意見・ご要望等を管理経営に活かすための制度です。モニターは公募により選定。

*【ホームページアドレス】

<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/index.html>

(4) 政策課題への対応

災害からの流域保全や地球温暖化防止、貴重な森林の保全、木材の安定的な供給等地域から求められる国有林野への期待に応えていくため、次のとおり計画区内での主な個別政策課題へ対応していくことを目標とする。

視 点	主 な 取 組 目 標
安全・安心	<p>【流域保全】 全域が山岳地形の急傾斜地であることから、以下の整備を計画。 山腹工・溪間工 24箇所 113 ha の森林の整備（間伐）。 【水土保持機能の維持】 水土保持林約 2,300 ha のうち約 500 ha で森林整備（間伐）を推進。</p>
共 生	<p>【ふれあい】 学校、自治体等と連携した森林環境教育の場を提供。</p>
循 環	<p>【木材の供給】 分収林の主伐、増大する間伐に伴う木材の供給を行う。 【森林資源の適切な整備】 資源の循環利用林約 50 ha のうち 10 ha の森林整備（間伐）を推進。</p>
地球温暖化 防 止	<p>育成林約 1,500 ha のうち約 500 ha の間伐を計画。 天然生林[*] 810 ha のうち 99% にあたる約 800 ha を保安林として保全。</p>
花粉発生の 抑 制	<p>無花粉スギ等への樹種転換に努める。</p>

^{*}【本項に係る天然生林】
 左記の天然生林は、P2 で説明した天然生林に加え岩石地や草生地など、林地として計上しない区分の土地を含めたものとしています。

2 機能類型に応じた管理経営に関する事項

(1) 機能類型毎の管理経営の方向

当計画区の特徴を活かし、森林に対する国民の要請が、国土保全や水源のかん養に加え、地球温暖化防止、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森づくり等の面で多様化していることを踏まえ、林産物の供給や地域振興への寄与にも配慮しつつ、開かれた「国民の森林」の実現に向けた取組を推進していくため、国有林の地域別の森林計画と整合に留意し、国有林野を、国土の保全や水源のかん養を重視する「水土保持林」、豊かな生態系の維持・保存や保健・文化・教育的な用重視する「森林と人との共生林」及び木材の安定的・利効率的な供給を重視する「資源の循環利用林」の3つに区分し、次のような管理経営を行うこととする。

なお、森林性猛禽類^{*}の生息には、餌動物の生息環境を含め、採餌・営巣環境が大きく影響することから、すべての機能類型において、関係者の協力を得るなどによりクマタカ、オオタカ等稀少猛禽類の生息地等の具体的な情報を収集するとともに、有識者等との情報交換等を緊密に行い、森林性猛禽類の生息環境の保全に取り組むこととする。

特に、森林施業等を予定する地域で稀少野生生物の生息、生育が確認された場合、関東森林管理局に設置している「稀少野生生物の保護と森林施業等に関する検討委員会」において、施業を行う場合の留意点又は施業を取り止めること等について専門家の立場からの意見を聴取し、よりの確な保全策を講ずることとする。

ア 水土保持林における管理経営に関する事項

水土保持林においては、山地災害による人命・施設の被害の防備、気象害^{*}による環境の悪化の防備又は国民生活に必要な良質で安定した量の水の供給に係る機能の維持増進を図るため、適切な間伐の実施や長伐期施業、育成複層林施業等の推進に努め、必要に応じて施設の整備を図る。

水土保持林については、次のとおり国土保全タイプと水源かん養タイプの2つに分けて取り扱うこととする。

また、前計画では水土保持林2, 275 ha(国土保全タイプ555 ha、水源かん養タイプ8, 125 ha)としていたが、今計画では下表のとおりとしている。これは、分収林の契約期間が満了した資源の循環利用林を水土保持林に区分したことによるものである。

管理経営の詳細は、別冊「森林の管理経営の指針」に示すと

^{*}【猛禽類】

肉食性のタカ目、フクロウ目の野鳥。

猛禽類は生態系の食物連鎖の頂点に位置する肉食鳥類であり、元来個体数が少ないが、開発や環境汚染などで繁殖率が低下しています。

食物連鎖の頂点に位置する猛禽類の生息環境を保全することは、森林全体の生物多様性を保全することにつながります。

^{*}【気象害】

風、潮、霧など気象要素によって発生する被害です。

おりである。

① 国土保全タイプ

国土保全タイプについては、保全対象や当該森林の現況等を踏まえ、根系や下層植生の発達が良好な森林、樹高が高く遮蔽能力が高い森林等に誘導し又はこれを維持するために必要な管理経営を行うものとする。

② 水源かん養タイプ

水源かん養タイプについては、流域の特性や当該森林の現況等を踏まえ、根系や下層植生の発達が良好な森林、多様な樹冠層^{*}で構成される森林等に誘導し又はこれを維持するために必要な管理経営を行うものとし、これらの条件を維持できる範囲内で森林資源の有効利用に配慮するものとする。

^{*}【樹幹】

樹幹とは、樹木の上部、枝や葉の集まった部分。一般に、針葉樹は円錐形、広葉樹は球形やほうき形になりますが、周囲の影響により変わってきます。

＜水土保全林の面積＞

(単位：ha)

区分	国土保全タイプ	水源かん養タイプ	計
面積	453	1,822	2,275

イ 森林と人との共生林における管理経営に関する事項

森林と人との共生林においては、貴重な生態系の維持又は国民と森林とのふれあいの場としての利用等に係る機能を重点的に発揮させるべき国有林野について、それぞれの重視すべき機能の維持増進を図るため、保護林の保全・管理等に努めるほか、景観、風致等に優れた森林の維持・造成に努め、必要に応じて施設の整備を進める。

森林と人との共生林については、次のとおり自然維持タイプと森林空間利用タイプの2つに分けて取り扱うこととするが、当計画区においては、森林空間利用タイプに区分し管理すべき森林はない。

なお、面積は前計画と変わりはない。

管理経営の詳細は、別冊「森林の管理経営の指針」に示すとおりである。

① 自然維持タイプ

自然維持タイプについては、自然の推移に委ねることを原則として、保護を図るべき森林生態系を構成する野生動植物の生息

・生育に資するために必要な管理経営を行うものとする。

なお、貴重な野生動植物の生息・生育に資するために必要な森林、遺伝資源の保存に必要な森林等については、保護林に設定する。なお、現状の歩道等については、周辺の植生に影響を及ぼさないよう適切な維持・管理及び利用を促進する。

<森林と人との共生林>

(単位：ha)

区 分	自然維持タイプ		森林空間利用タイプ		計
		うち、保護林		うち、レクリエーションの森	
面 積	20	20	—	—	20

ウ 資源の循環利用林における管理経営に関する事項

資源の循環利用林については、林業の生産活動の場の提供に係る機能を発揮させるべき国有林野について、森林の健全性を維持し、公益的機能の発揮に留意しつつ、環境に対する負荷が少ない素材である木材の効率的な生産、多様化する木材需要に応じた林木の育成に努め、木材資源の充実等を図る。

また、前計画では資源の循環利用林を64 haとしていたが、今回の計画では下表のとおりとしている。これは、前計画期間中に分収林契約期間を満了した箇所について、立地条件から水源かん養機能の維持・向上を推進すべき森林の対象とすることとしたものである。

管理経営の詳細は、別冊「森林の管理経営の指針」に示すとおりである。

<資源の循環利用林の面積>

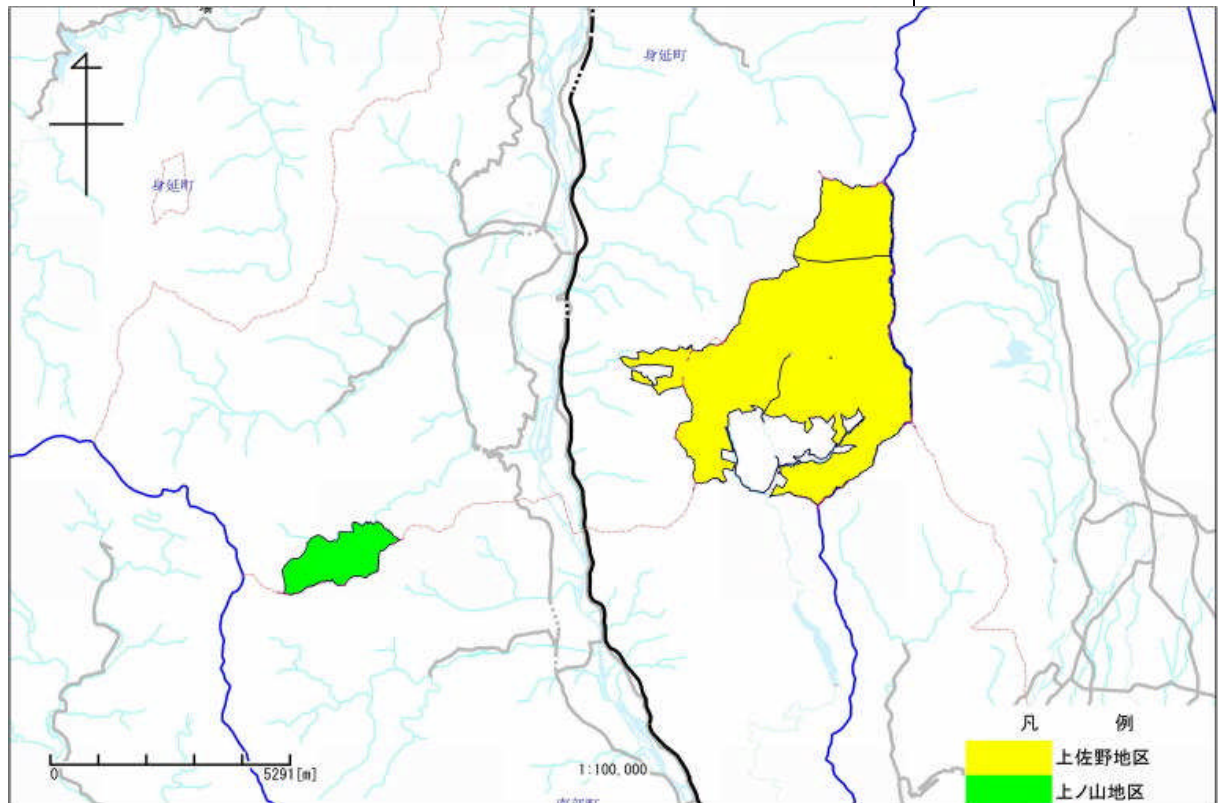
(単位：ha)

区 分	林業生産活動の対象	その他産業活動の対象	計
面 積	50	—	50

(2) 地域ごとの機能類型の方向

当計画区は、上佐野地区、上ノ山地区の2地区に大別され、それぞれ重点的に行うべき管理経営は次のとおりである。

図－4 富士川中流計画区の団地別図



ア 上佐野地区 (46～128林班、132林班)

本地区は計画区の東部に位置し、南部町及び身延町を含む富士川左岸、標高350m～1,600mに位置している。

- ① 本地区は富士川支流の佐野川源流部であることから、主として水土保持林（水源かん養タイプ）に区分し、水源かん養機能を重視した管理経営を行う。
- ② 分収林契約地については資源の循環利用林に区分し、木材生産機能を重視した管理経営を行うこととする。

イ 上ノ山地区 (129～131林班)

本地区は当計画区西部に位置し、身延町の富士川右岸、南部町境の北面であり、標高450m～1,600mに位置している。

本地区は、富士川支流相俣川の源流部であることから、水土保全林（国土保全タイプ及び水源かん養タイプ）に区分し、水源かん養機能を重視した管理経営を行うこととする。

3 流域管理システムの推進に必要な事項

国有林野の管理経営に当たって流域を単位として民有林・国有林が連携して森林の整備等を行う流域管理システムの下で、流域のニーズの的確な把握、林業事業者の育成、下流域との連携等について取り組んでいくことが必要である。

これまでも国有林として、木材の安定供給、間伐材の利用促進、森林の有する多面的機能のPR等に取り組んできたところである。

さらに、流域管理システムの推進に向けて、引き続き国有林野事業流域管理推進アクションプログラムの実施等により、先導的・積極的に取り組むこととする。

(1) 地域ニーズの的確な把握

地方公共団体、関係団体等との連携を深め、木材の安定供給、間伐材の需要拡大、森林施業の効率化・低コスト化等の課題や要請を的確に把握するとともに、国有林野事業の情報を積極的に発信し、流域の特色ある事業運営に取り組むこととする。

(2) 国有林野の情報、技術及びフィールドの提供等

体験林業を希望する一般市民、各種団体等にはフィールドを提供し、ボランティア活動等を通して、森林・林業に関する情報提供や、国有林のPRに努めることとする。

(3) 民有林・国有林一体となった取組

間伐の促進及び効率的な森林整備を図るため、民有林と連携して森林整備等の推進に努めることとする。

特に間伐の推進については、森林吸収源対策の観点からも利用拡大を図ることが急務となっているため、木材利用を積極的に進めるとともに、地方自治体及び地域住民等に間伐材利用のPRに努めることとする。

(4) 下流域との連携について

各種イベント、森林教室等により森林と人とのふれあいの場の提供を通して、森林の働き、林業の役割等の情報を広く国民にわかりやすく提供する。

4 主要事業の実施に関する事項

当計画期間における伐採、更新、林道の計画量は次のとおりである。

事業の実施に当たっては、労働災害の防止に努めるとともに、地域の実情等を踏まえ民間事業者等に全面的に委託していくこととしており、計画的な事業の実施等により林業事業者の育成・強化に資するよう努めることとする。

また、効率的な事業実施に努めるとともに、国土保全、自然環境の保全等に十分配慮することとする。

(1) 伐採総量* (単位：m³)

区分	主伐	間伐	計
計	17,034	43,124 (542)	60,158 《8,000》

注) 1 間伐欄の()は、間伐面積 (ha)
2 計欄の《 》は、臨時伐採量* (m³)

(2) 更新総量 (単位：ha)

区分	人工造林	天然更新	計
計	9	5	13

注：計が一致しないのは四捨五入によるものである。

(3) 保育総量 (単位：ha)

区分	下刈	つる切	除伐
計	67	7	13

(4) 林道*の開設及び改良の総量

区分	開 設		改 良	
	路線数	延長量 (m)	路線数	延長量 (m)
計	—	—	7	295

*【伐採総量】

国有林の地域別の森林計画に定める10年分の伐採立木材積と調和が保たれるように、5年分について計上します。

なお、国有林野施業実施計画において箇所ごとに伐採指定を行い、指定された箇所での伐採を原則とするものの、これのみによれば、非常災害や緊急の需要、円滑な事業実行に支障が生じるおそれがあることから、例外的に伐採指定箇所以外でも伐採できる、臨時伐採量を含みます。

*【臨時伐採量】

伐採時や搬出時に支障木の発生が予想されるが、現時点では伐採箇所を特定することが困難なものに係る伐採量です。

*【林道】

木材を主とする林産物の搬出、林業経営に必要な資材の運搬、巡視等に使用する森林内を通る道路です。

II 国有林野の維持及び保存に関する事項

1 巡視に関する事項

(1) 山火事防止等の森林保全管理

国有林野保護監視員、自治体、地元消防団、地域住民等と連携を密にして山火事防止、廃棄物等の不法投棄防止の宣伝・啓発活動を行い、国民共通の財産であるとともに、地域住民の生活空間としての役割を持つ国有林野の森林保全巡視を強化し、貴重な動植物の保護等、森林保全管理に努めることとする。

(2) 境界の保全管理

国有林野の境界は、急峻な山地帯に位置していることから、今後も境界標識類の巡検及び巡視を行い、境界の保全管理を適切に実施することとする。

(3) 入林マナーの啓発・普及

国有林野への入林者は、登山や森林散策等、森林との積極的なふれあい志向を背景として増加傾向にあり、それに伴いゴミの投げ捨てや踏み荒らし等が大きな問題となっていることから、入林マナーの啓発・普及等を進めるため、国有林野保護監視員、地元自治体、観光協会、ボランティア等との連携を強化し、国有林野の保全管理に資することとする。

2 森林病虫害[※]の駆除又はそのまん延防止に関する事項

近年、松くい虫被害は終熄しつつあるが、被害が発生した場合には速やかにまん延を防止するため、民有林関係者と連携を図りつつ、伐倒駆除等適時適切な対応を図ることとする。

※【森林病虫害】

樹木又は林業種苗に損害を与える線虫類を運ぶ松くい虫、樹木に付着してその生育を害するせん孔虫類とされています。

3 特に維持及び保存を図るべき森林に関する事項

(1) 保護林

保護林は、動植物の生息又は生育状況、地域の要請等を勘案して、原生的な森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、施業及び管理技術の発展等に資することを目的として管理を行うことが適当と認められる国有林野を選定することとしており、当計画区は1箇所20haを保護林に設定している。

これについて、保護林の評価基準を設け統一した調査項目を設定し、モニタリング調査を開始したところである。今後は調査結果の蓄積及び分析を行い、必ずしも自然の推移に委ねるだけでな

く、必要に応じて人為を加え、保護林本来の設定目的に沿った森林として維持・管理することとする。なお、人為を加える場合は、学識経験者や専門家の意見を聴いて行うものとする。

保護林の取り扱いについては、前述の森林と人との共生林の自然維持タイプによるほか、保護林の種類別に次によることを基本とする。なお、学術研究その他公益上の理由により必要と認められる行為、その他法令等の規定に基づいて行うべき行為はこれにかかわらず行うことができるものとする。

また、入林者の影響等による植生の荒廃の防止等の措置が必要な箇所については、標識の設置、歩道の整備等に努め、立入を可能とする区域においては、学習の場等として多くの国民が利用できるよう努める。

種 類	箇 所 数	面積 (ha)
植 物 群 落 保 護 林	1	20
計	1	20

ア 植物群落保護林

我が国又は地域の自然を代表するものとして保護を必要とする植物群落及び歴史的、学術的価値等を有する個体の維持を図り、併せて森林施業・管理技術の発展、学術研究に資する。

- ① 原則として伐採を行わないものとするが、遷移の途中相にある植物群落の維持のために必要な場合等、その対象樹種の維持に必要な場合は、下刈・つる切・除伐等の保育を行う。
- ② 伐採及び搬出に当たっては、保護の対象とする植物を損傷しないよう特に留意する。
- ③ 保護の対象とする植物群落が衰退しつつある場合であって、更新補助作業又は保育を行うことが当該植物群落の保護に必要かつ効果的であると認められるときは、まき付け・植え込み・刈りだし・除伐等を行う。

4 その他必要な事項

(1) ツキノワグマ、ニホンジカ等の被害に関する事項

近年、ツキノワグマやニホンジカ等による造林木の食害が発生していることから、今後もその被害実態の把握に努め、関係機関、地元住民、ボランティア等と十分な連携を取りながら対策の充実を図っていくこととする。

(2) その他

希少種の保護や移入種の侵入防止等の取り組みについては、関係機関、地域住民、ボランティア、NPO等とも連携を図りながら行うこととする。

Ⅲ 林産物の供給に関する事項

1 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

当計画区は63%が人工林となっており、そのうち約5割が間伐適期林分である。

当面は、人工林の間伐適期林分や長伐期化に向けた高齢級林分の間伐や分収林契約に基づく森林の主伐が主体となるが、これらを計画的に進め効率的に搬出することにより、木材の安定供給を図っていくこととする。

また、木材の安定供給を図るため素材の需給動向を把握し、国有林材の計画的な供給に努めることとする。

2 その他必要な事項

国有林野事業で実施する治山、林道工事において間伐材の利用を積極的に推進する。

また、地方公共団体等関係機関との間で間伐材利用等の木材需給についての情報交換を通じ、河川、砂防工事、その他公共事業等多様な分野への間伐材の利用促進を図ることとする。

IV 国有林の活用に関する事項

1 国有林野の活用の推進方針

国有林野の活用に当たっては、その所在する地域の社会的・経済的状況、住民の意向等を考慮して、農林業の構造改善のための活用、公用・公共用施設への活用等、地域における産業の振興、住民の福祉向上、都市と農山村の交流の促進による地域社会の活性化に資するよう積極的に推進する。

なお、活用に当たっては、国土の保全、自然環境の保全等公益的機能との調和を図るものとする。

2 国有林野の活用の具体的手法

当計画区における主な活動の目的とその手法は以下のとおりである。

- (1) 国民参加の森（法人の森）、森林環境教育の森（学校林）等
一分収造林契約等
- (2) 公園、道路等公共用、地域産業の振興一貸付、売払等
- (3) レクリエーション利用一使用許可等

3 その他必要な事項

国有林野の活用に当たっては、当該地域の市町等が進める地域づくり構想や土地利用に関する計画等との必要な調整を図るものとする。

また、不要となった土地等の活用に向け、物件・土地売払情報公開窓口及びインターネットによる情報の提供と需要の掘り起こしに努める。

V 国民参加による森林の整備に関する事項

1 国民参加の森林に関する事項

該当なし

2 分収林に関する事項

分収林制度^{*}を活用した森林整備への国民参加を推進することとし、特に上下流の相互理解に基づく森林整備や企業等による社会貢献活動としての森林整備等の促進に努める。

^{*}【分収林制度】

国有林野事業における分収林は、国有林内に契約の相手方が造林・保育を行う「分収造林」と、国が造林・保育を行った生育途上の森林について、契約の相手方に費用の一部を負担してもらう「分収育林」があり、森林を造成し、伐採後に収益を一定の割合で分け合う制度です。

3 その他必要な事項

(1) 森林環境教育の推進

学校、自治体、企業、ボランティア、NPO、地域の森林所有者や森林組合等の民有林関係者等多様な主体と連携しつつ、森林環境教育の推進を図ることとする。

また、森林管理事務所等の主催による、児童・生徒等を対象とした林業体験や森林教室等の体験活動、情報提供や技術指導等森林環境教育に対する波及効果が期待される取組にも努める。

さらに、森林環境教育のためのプログラムや教材の提供、指導者の派遣や紹介等を行うため、森林環境教育の実施に関する相談窓口の活性化に努めることとする。

(2) 森林の整備・保全等への国民参加

NPO等が行う自主的な森林整備等へのフィールドの提供や必要な技術指導を行うなど、国民による国有林野の積極的な利用を推進することとする。

VI その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

1 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

(1) 林業技術の開発

森林管理事務所等に設定されている各種試験地等における技術開発に取り組むこととする。

また、民有林関係者との技術交流の一環として林業普及指導員等とも連携を深めながら、林業技術の向上に取り組むこととする。

(2) 林業技術の指導・普及

国有林野事業の中で開発、改良された林業技術については、国有林内での活用を図るとともに、施業指標林^{*}、各種地試験地の展示等を通じて地域の森林・林業関係者への普及を図ることとする。

これら林業技術の指導・普及と併せて、森林管理事務所等において、木と緑に関する国民からの問い合わせに応じることとする。

2 地域の振興に関する事項

地域の振興に寄与することは、国有林野事業の重要な使命の一つであることから、そのために必要な国土の保全を図ることはもとより、国有林野内の森林の有効活用や未利用資源（森林景観を含む）の発掘及び情報提供、自治体等からの相談受付体制の充実、自治体等が推進する地域づくりへの積極的な参加等に努めつつ、森林及び森林景観の整備や林産物の販売、国有林野の活用、森林空間の総合利用など国有林野の多様な利活用を通じて、地域産業の振興、住民の福祉向上等に努めることとする。

3 その他必要な事項

該当なし

^{*}【施業指標林】

積極的に推進すべき施業や新たに開発された技術を取り入れている林分で、施業の推進や技術の普及を図るための林分。